

令和6年度

# 丹波篠山市朝と夜のにぎわい創出事業

## 募集要項



観光客の滞在時間の延長や、宿泊を伴う観光客の増加につなげるため、市内の団体等が実施する、朝と夜に実施する観光誘客イベント等に対して、「丹波篠山市朝と夜のにぎわい創出補助金」を交付します。

観光客の方に丹波篠山の朝と夜の魅力を届けていただけるようなイベントの応募をお待ちしています。

受付期間	金額
令和6年12月28日 ※予算がなくなり次第締め切ります。	上限30万円 ※事業内容等により補助率が異なります。

丹波篠山市 観光交流部 商工観光課

## 1.対象となる事業

令和6年度で、朝と夜に実施する宿泊を伴う観光誘客を目的とした事業（新規又は拡大事業）

たとえば・・・

- ・夜だけの特別体験…宿泊客を対象にした星見ツアー、蛍ツアー、ナイトミュージアム
  - ・朝だけの特別体験…宿泊客を対象にした早朝の高城山登山、朝の収穫体験
- ※ただし、令和7年1月31日までに事業を完了するもの

<参考> ※気象庁ホームページより

朝…午前6時頃から午前9時頃まで 夜…18時頃から24時まで

### ▲対象とならない事業

- ・政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

## 2.補助対象

丹波篠山市内を活動基盤とする市内の団体又は個人（法人含む）

※補助回数は1団体1個人につき、1回とする。

※団体名等に関わらず実態に応じて判断する。

## 3. 補助金額

事業収益のある事業…補助対象経費の3分の2以内の額（上限30万円）

事業収益のない事業…補助対象経費の4分の3以内の額（上限30万円）

ただし、実施主体が自治会・まちづくり協議会の場合は、収益の有無にかかわらず補助対象経費の10分の10以内の額（上限30万円）

※補助額に千円未満の金額がある場合は千円未満を切捨てます。

※審査の結果、不交付または、減額をする場合があります。

## 4. 審査方法

以下の審査項目により書類審査を行います。

- (1) 市外からの宿泊を伴う誘客や周遊を促進し、市内の経済波及効果が見込めるもの
- (2) 新規事業又は拡大事業で、事業の継続や発展が将来的に認められるもの
- (3) アンケートなどで申請事業の評価や参加者の属性等を把握すること。

## 5. 助成対象経費

対象経費		補助対象費（例）	補助対象外経費（例）	備考
報償費	謝金	出演者、協力者等の謝金	申請者や構成員に対する謝金	社会通念上認められる範囲の金額
旅費		事業に必要となる交通費、宿泊費に関する実費	通常の団体運営に係る旅費	宿泊費の上限額 9,800円 (1泊分のみ)
需用費	消耗品費	事務用品、用紙代		1万円未満で継続的に使用できないもの
	印刷製本費	案内チラシ、ポスター		
役務費	広報宣伝費	新聞折り込み、広告掲載料		
	通信運搬費	はがき、切手代、電話代	事業使用分が特定できない電話代	
	保険料	参加者や構成員に関するイベント・ボランティア保険料		
	手数料	振込手数料		
委託料		会場の設営又は警備、音響、照明、物品作成等の専門業者等への委託料		
使用料及び賃借料		会場・備品の使用料、コピー機使用料、機材リース料、バス・車両借上料	申請者や構成員の所有する会場、備品等の使用料	

### ▲対象とならない経費

- (1) 事業の目的と無関係な経費
- (2) 通常の団体運営に係る経費
- (3) 団体・個人の財産形成になる経費(設備施設整備費など)
- (4) 食糧費(飲食にかかる経費、食材費等)
- (5) 備品購入費(購入価格が1万円以上のもの)
- (6) 領収書がない等、使途が不明な経費
- (7) その他市長が適当でないとして認めたもの

## 6. 事業の流れ

### ① 申請

- ※書類の不備等があると受付できないことがありますので、お早めにご提出ください。
- ※受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご連絡のうえ提出してください。
- ※事業実施前に申請してください。

書類審査

### ② 補助金交付決定

※交付決定通知書を送付します。

### ③ 事業実施

- ※交付決定された内容に従い、事業を実施してください。
- 事業内容を変更したいときは、予め「補助金変更申請書」の提出が必要です。
- 変更内容によっては補助金を交付できない場合もあるため、必ず事前にご相談ください。

### ④ 実績報告

※事業完了後（令和7年3月31日までに完了すること）30日以内、又は令和7年3月31日のいずれか早い日まで

○提出物

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業報告書（別紙3）
- ③ 支出決算書（別紙4）
- ④ 請求書及び領収書の写し
- ⑤ 事業のチラシ等
- ⑥ 事業開催中の写真
- ⑦ 参加者アンケートなど（参加者の宿泊傾向がわかるデータ）

\* 請求書・領収書の宛名は申請者名であること、日付は事業期間内であることを確認してください。

\* 報告いただいた写真は広報やHPに使用することがあります。

書類審査・補助金確定

### ⑤ 補助金の交付・精算

※補助金の確定後、指定口座に振り込みます。必要に応じて概算払いすることもできます。ご相談ください。

## 7. 申請方法

- (1) 受付期間 令和6年12月27日まで。※予算がなくなり次第終了します。  
※受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご相談のうえ提出してください。
- (2) 提出物 (様式は市のホームページに掲載)  
①補助金交付申請書(様式第1号)  
②事業計画書(別紙1)  
③支出予算書(別紙2)  
④見積書等の写し  
⑤申請者の概要(プロフィールや活動目的、活動実績など。団体等の場合は構成員名簿も必要(任意の様式))

## 8. 問い合わせ先

丹波篠山市役所 観光交流部 商工観光課 観光戦略係

受付時間：平日8時30分～17時15分

〒669-2397 丹波篠山市北新町41

TEL 079-552-6907 FAX 079-552-2090

Mail [kanko\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp)